

## 消費者団体訴訟制度に係る論点整理(第3回)

### 【消費者団体訴訟における訴訟手続の在り方について】

1 . 基本的な考え方 . . . . .	2
2 . 適格消費者団体相互の関係について	
( 1 ) 既判力の範囲 . . . . .	6
( 確定判決後に、他の適格消費者団体によって提起された同一事案に関する訴訟の取扱い )	
( 2 ) 同時複数提訴の可否 . . . . .	10
( ある適格消費者団体によって提起されている訴訟の係属中に、さらに他の適格消費者団体によって提起された同一事案に関する訴訟の取扱い )	
( 3 ) 請求の放棄、和解等の可否 . . . . .	12
( 適格消費者団体による訴訟上の行為の取扱い )	
3 . 差止判決の実効性の確保について	
( 1 ) 判決の援用制度の導入 . . . . .	14
( 2 ) 判決の周知・公表等 . . . . .	18
4 . 制度運営の円滑化について	
( 1 ) 事前交渉の義務づけの可否 . . . . .	20
( 2 ) 管轄裁判所の決定 . . . . .	22
( 3 ) 訴額の算定 . . . . .	26

## 1. 基本的な考え方

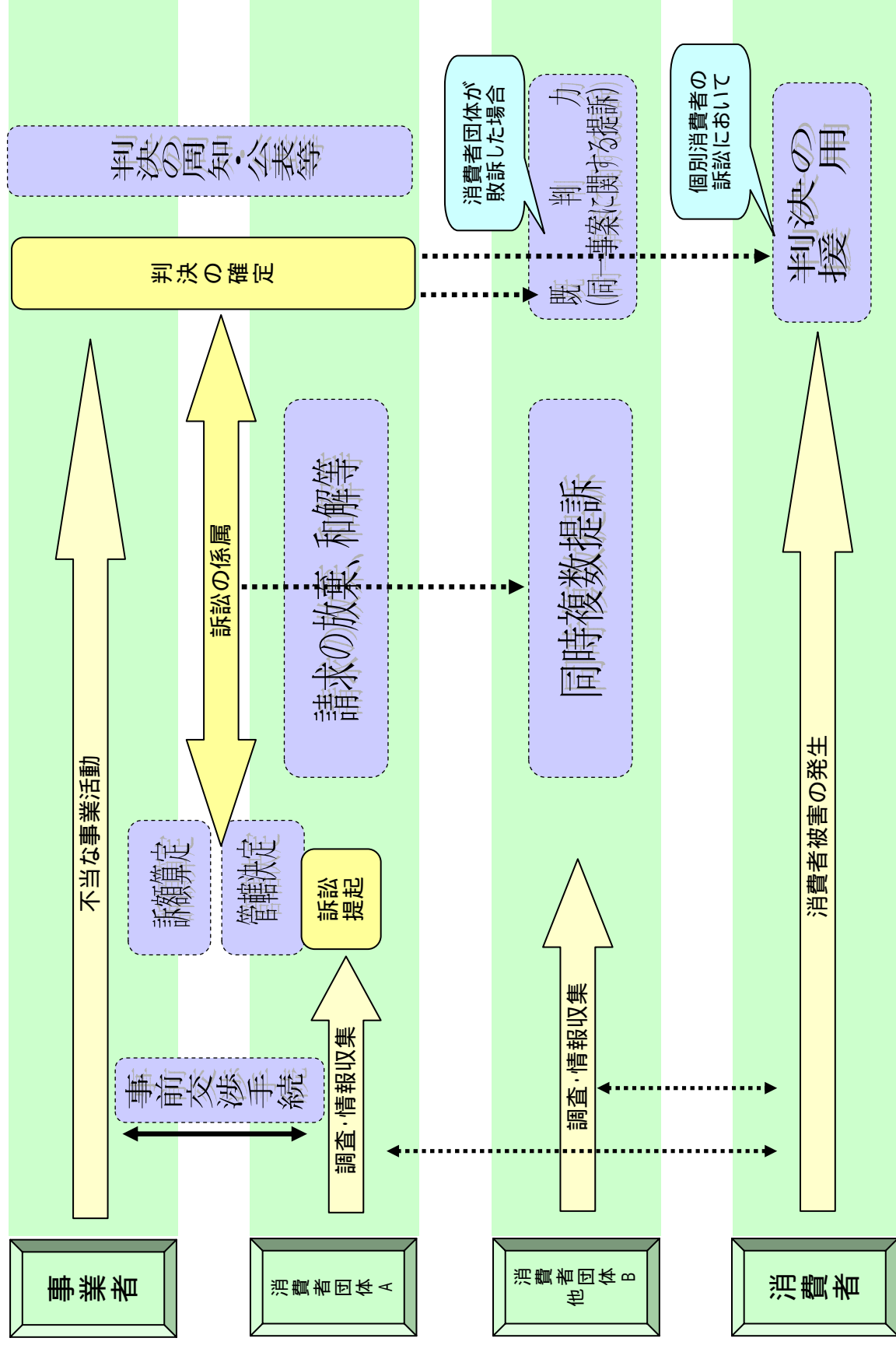
- (1) 消費者団体訴訟制度は、消費者個人ではなく消費者団体に事業者の不当行為に対する差止請求権等を認めることにより、民事訴訟制度の枠組みを利用して、消費者全体の利益擁護を図ることを目指す制度である。
- (2) 消費者団体訴訟制度における訴訟手続の在り方の検討に当たっては、消費者団体訴訟制度の特色  
制度の特色を踏まえた検討に当たっての留意点  
具体的論点  
について、別紙のとおり整理することができるのではないかと。
- (3) なお、これらの問題を検討するに当たっては、訴権の法的性格  
海外における消費者団体訴訟制度  
等を踏まえる必要があるのではないかと。(参考1)

(別紙 1)

消費者団体訴訟における訴訟手続の在り方について

制度の特色	検討に当たったての留意点	具体的な論点
<p>訴訟を提起する者(適格消費者団体)が複数存在しうること</p>	<p>ある適格消費者団体による訴訟の提起・追行が、他の適格消費者団体に対して与える影響</p>	<p>既判力の範囲 同時複数提訴の可否 請求の放棄や和解等の可否</p>
<p>訴訟により消費者全体の利益擁護を旨指すこと</p>	<p>直接的には訴訟の当事者となっていない第三者(消費者)が、訴訟(判決)の結果を活用しうる仕組み</p>	<p>判決の援用制度の導入 判決の周知・公表等</p>
<p>我が国の法制上例のない訴訟類型であること</p>	<p>制度運営の円滑化 例えば、 ・関係者に対する過度な負担の回避 ・手続ルールの明確化 等</p>	<p>事前交渉の義務づけの可否 管轄裁判所の決定 訴額の算定</p>

# 消費者団体訴訟制度における訴訟手続の在り方の論点(イメージ)



(参考1)

## 海外の消費者団体訴訟制度における訴訟手続

	ドイツ	フランス	イギリス
判決効の及ぶ範囲	訴訟当事者限り	訴訟当事者限り	訴訟当事者限り ただし、事業者側に一定の拡張あり ( 1、 2 )
同時複数提訴の制限	無	無	法律上の制限はない ただし、行政による調整有り( 3 )
不当条項差止判決に対する援用制度	有	無	無
判決の公表制度 (公表費用の負担)	有(差止認容の場合のみ) 事業者	有(訴訟の結果を問わず) 敗訴当事者	有(差止認容の場合のみ、 4 ) 事業者の負担( 5 )
事前交渉制度	法律上の義務は無し( 6 )	法律上の義務は無し	一部 事前交渉義務有り( 7 )
管轄裁判所	被告の営業所所在地	行為地及び被告住所地( 8 )	被告の所在地
訴額の算定方法	訴額引下げ制度( 9 )	特則無	特則無

参考：諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査

- Enterprise Act 2002, Part8に基づく差止命令については、法人代表者や同一の企業グループを構成する他の事業者にも効力を及ぼすことができる。
- 約款における不当契約条項に対する差止命令については、他の事業者の使用する類似の契約条項にも効果が及ぶものと規定されている。
- 適格組織は、差止命令を裁判所に求める前に、公正取引庁と協議を行う必要がある。一定の場合に、公正取引庁は他の適格組織への事件引継ぎ等の指示を行うことも可能。
- 不正条項規則に基づく差止請求の判決では、勝訴敗訴を問わず、公正取引庁に訴訟の情報が集約され、公表される。
- 不正条項規則に基づく差止請求の判決では、公正取引庁の業務の一環として公表がなされる。
- 不正競争防止法に基づく差止請求については、調停手続を一定の義務化。
- Enterprise Act 2002の場合、不正条項規則に基づく差止請求においては、事前交渉は法的な義務とまではされていない。
- 民事訴権による差止請求の場合。
- 事案の性質や当事者の資産状態を考慮して訴額全額の負担を期待し得ない場合には、裁判所は訴額を減額することが義務づけられている。

## 2. 適格消費者団体相互の関係について

### (1) 既判力の範囲

(確定判決後に、他の適格消費者団体によって提起された同一事案に関する訴訟の取扱い)

確定判決がなされたにもかかわらず、この確定判決に反する主張や訴えを認めることは、紛争の蒸し返しにつながることから、確定判決には、以後この確定判決の判断に反する主張を認めないとする効力(既判力)が認められており、この既判力は原則として訴訟当事者に及ぶ。(参考2)

消費者団体訴訟制度における訴権がそれぞれの適格消費者団体に認められる権利であるとする、ある適格消費者団体が提起した差止請求事件の判決の効力は、その事件の当事者である当該適格消費者団体と被告事業者にのみ及び、他の適格消費者団体には及ばないこととなる。

このため、例えば、ある適格消費者団体が事業者に対する差止訴訟で敗訴しても、別の適格消費者団体はこの敗訴判決に拘束されることなく、同一事案について別に差止訴訟を提起しうることとなるが、この点に関し、特段の措置を講ずる必要性の有無についての検討が必要ではないか。

もっとも、実際に紛争の蒸し返しが発生するか否かについては、適格消費者団体の要件の在り方等も踏まえ、慎重に検討する必要があるのではないか。

なお、消費者団体訴訟制度を導入しているEU諸国においては、差止判決の効力については、その事件の当事者である当該適格消費者団体と被告事業者にのみ及び、他の適格消費者団体には及ばないとするのが一般的である。

(参考2)

## 既判力の範囲について

### 【既判力の定義】

裁判が確定した場合に生じる、そこで判断された事項に訴訟手続上当事者も裁判所も拘束されるという効果を既判力という。同一事項が再び訴訟上問題となったとしても、既判力の及ぶ範囲では、当事者及び裁判所は、先の判断と矛盾する主張、裁判をすることは許されなくなる。



## 【参考条文】

### 【1】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（既判力の範囲）

第百十四条 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

2 （略）

（確定判決等の効力が及ぶ者の範囲）

第百十五条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

一 当事者

二 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人

三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人

四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

2 （略）

### 【2】

破産法（大正11年法律第71号）

第二百五十条 債権ノ確定ニ関スル訴訟ニ付為シタル判決ハ破産債権者ノ全員ニ対シテ其ノ効力ヲ有ス

会社更生法（平成14年法律第154号）

第百六十一条 更生債権等の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権者等及び株主等の全員に対して、その効力を有する。

2 （略）

### 【3】

人事訴訟法（平成15年法律第109号）

第二十四条 人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第百十五条第一項の規定にかかわらず、第三者に対してもその効力を有する。

2 （略）

商法（明治32年法律第48号）

第百九条<sup>\*1</sup> 合併ヲ無効トスル判決ハ第三者ニ対シテモ其ノ効力ヲ有ス

2 （略）

---

\*1 本条項は、第112条（会社の解散判決）、第136条（会社設立無効の訴え）、第141条（債権者による会社設立取消しの訴え）、第247条（総会決議取消しの訴え）、第252条（総会決議不存在・無効確認の訴え）、第280条16（新株発行無効の訴え）等に準用されている。

( 2 ) 同時複数提訴の可否

( ある適格消費者団体によって提起されている訴訟の係属中に、さらに他の適格消費者団体によって提起された同一事案に関する訴訟の取扱い )

実質的には一つの紛争であるのに、訴訟が複数係属しそれぞれ別個に審理することを認めることは、被告の応訴負担の軽減や不必要な訴訟の排除、判決矛盾の危険の観点等から妥当ではないため、裁判所にすでに訴訟係属している事件については、同一当事者間で重ねて別訴を提起することは禁止されている ( 二重起訴の禁止 )。( 参考 3 )

消費者団体訴訟制度における訴権がそれぞれの適格消費者団体に認められる権利であるとする、ある適格消費者団体が提起している差止訴訟の係属中に、別の適格消費者団体が同一事案に関して、さらに差止訴訟を提起 ( 同時複数提訴 ) したとしても、二重起訴の禁止には触れないと考えられる。

このため、例えば、ある適格消費者団体が事業者に対する差止訴訟を提訴している間に、別の適格消費者団体が、同一事案について別に差止訴訟を提起しうることとなるが、この点に関し、特段の措置を講ずる必要性の有無についての検討が必要ではないか。

もっとも、実際に事業者に対して過重な負担が課される事態が発生するか否かについては、適格消費者団体の要件の在り方等も踏まえ、慎重に検討する必要があるのではないか。

なお、消費者団体訴訟制度を導入している EU 諸国においては、同時複数提訴について特段制限されないとするのが一般的である。

(参考3)

## 二重起訴の禁止について

### 【定義】

既に訴訟係属中である同一事件について、さらに別個に訴えを提起することを禁ずること。「重複起訴の禁止」ともいう。

### 【要件】

二重起訴に該当するためには、以下の要件を充たすことが必要である。

#### (1) 当事者について

前訴と後訴の当事者が同一であること<sup>\*1</sup>。

#### (2) 訴訟の対象について

訴訟物<sup>\*2</sup>である権利又は法律関係が同一であること。

#### (3) 手続について

前訴の係属中に別訴を提起すること<sup>\*3</sup>。

### 【効果】

上記の要件を充たす場合には、裁判所は、判決で後訴を不適法として却下しなければならない。

### 【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（重複する訴えの提起の禁止）

第一百四十二条 裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

---

\*1 通説・判例は、両訴の当事者が異なっても、一方の訴えの当事者が他方の訴えの判決の効力を受ける場合は、事件の同一性を認める。

\*2 訴訟の目的ともいわれ、訴訟上の請求と同義に用いられる。原告が被告に対して主張する権利・法律関係をいう。

\*3 前訴の手続内で訴えの変更又は反訴の方法で審判を申し立てるときは、別訴とならない。

(3) 請求の放棄、和解等の可否  
(適格消費者団体による訴訟上の行為の取扱い)

民事訴訟法上、訴えの取下げ、請求の放棄、和解等については、原則として当事者の意思により自由になすことができることとされている。(参考4)

消費者団体訴訟制度における訴権がそれぞれの適格消費者団体に認められる権利であるとする、適格消費者団体はそれぞれの団体における独自の判断により、自由に請求の放棄、和解等の行為をなしうることになる。

しかしながら、これらの行為のうち、特に請求の放棄や和解については、適格消費者団体の自由な判断に委ねた場合、理論上は、例えば、事業者となれ合って不当な内容の和解を成立させるなどの事態が想定されうる。

もっとも、消費者団体訴訟制度における訴権がそれぞれの適格消費者団体に認められる権利であるとするならば、かりに前記のような事態が生じても、他の適格消費者団体により別途争うことが可能であるので、消費者全体の利益を害することはないとも考えられる。

(参考4)

訴えの取下げ、請求の放棄、和解について

【定義】

1. 訴えの取下げ

民事訴訟において、原告がその提起した訴えの全部又は一部を撤回する訴訟行為。

訴えの取下げは終局判決が確定するまで可能であるが、被告が本案につき準備書面を提出し又は弁論準備手続若しくは口頭弁論をした後は、被告の同意が必要である。

取下げにより訴えは初めから係属しなかったことになる。終局判決後に訴えが取り下げられると、終局判決は効力を失うが、原告はその後同一の訴えを提起することができなくなる。

2. 請求の放棄

請求の放棄とは、民事訴訟の口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日において、原告が自己の訴訟上の請求(訴訟物)である権利主張を否定する陳述をすることをいう。

この行為がなされた場合、そのことが口頭弁論調書に記載され、訴訟手続は終局判決を経ずに終了し、調書の記載は確定判決と同一の効力をもつ。

### 3. 訴訟上の和解

和解とは、訴訟の係属中当事者がその主張を互いに譲歩して訴訟を終了する旨の合意である。

和解は判決と比較して、一般に簡易・迅速・低廉な手続であり、紛争の一刀両断的な解決を回避でき、自主的な紛争解決方法として合意を前提とするため任意の履行も期待でき、さらに、実定法の枠にとらわれない新たな救済方法を創造できるという紛争解決上の利点を有するが、主として当事者間の交渉により成立するものであるので、和解手続及び和解内容の公正さを確保することが課題となる。

#### 【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（訴えの取下げ）

第二百六十一条 訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後には、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあった場合における反訴の取下げについては、この限りでない。

3～5 （略）

（訴えの取下げの効果）

第二百六十二条 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。

2 本案について終局判決があった後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

（請求の放棄又は認諾）

第二百六十六条 請求の放棄又は認諾は、口頭弁論等の期日においてする。

2 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論等の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。

（和解調書等の効力）

第二百六十七条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

### 3. 差止判決の実効性の確保について

#### (1) 判決の援用制度の導入

確定判決は既判力を有するが、その効力の及ぶ範囲については、以下のような制限がある。(再掲参考2)

ア. 確定判決の拘束力は、訴訟当事者等にのみ及ぶものとされており、訴訟と関係のない第三者に対しては原則として拘束力が及ばない。

(既判力の主観的範囲)

イ. 確定判決の内容のうち拘束力を持つのは、原則として判決主文に記載された部分だけであって、判決の理由中に記載された判断の部分については拘束力を有しない。

(既判力の客観的範囲)

このため、例えば、事業者が契約条項の使用差止請求を認める判決を無視し、当該契約条項を含む契約を消費者と締結した場合であっても、当該確定判決の既判力は、

ア. 新たに訴訟を提起する個々の消費者

イ. 差止請求が認められた契約条項の不当性の判断(判決の理由)

のいずれにも及ばないことから、差止判決後に消費者個人が提起した訴訟において、裁判所は自由に当該条項の有効性を判断することができることとなる(その結果として、差止判決とは異なって契約条項を有効とする判断がなされることもあり得る)。

この点に関しては、消費者団体訴訟制度を導入している国のうちドイツ等一部の国では、契約条項の使用差止を命じられた事業者が判決を無視して当該契約条項を含む契約を締結した場合等においては、契約の相手方である消費者が当該差止判決後に提起した訴訟で当該消費者が差止判決を援用する限り、当該条項を無効とみなす規定を設け、差止判決の実効性を高めようとする制度(援用制度)を設けている。(参考5)

我が国における援用制度の導入に当たっては、

ア. 我が国においては、判決の遵守のための方策として、強制執行制度が設けられていること

イ. 援用制度が導入されていない国においても、判決の実効性の確保に当たっては特段の支障がないとされていること

ウ. ドイツ等援用制度が導入されている国においても、その利用実績が乏しいこと

等にかんがみ、導入の必要性や緊急性を踏まえ、慎重に検討する必要があるのではないか。(参考6)

(再掲参考2)

【現行法上の既判力の範囲】

既判力の客観的範囲

		判決の主文 <sup>*1</sup>	判決の理由 <sup>*2</sup>
既判力の主観的範囲	当事者 (原告、被告等)	既判力が及ぶ	既判力は原則として及ばない <sup>*3</sup>
	当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人 <sup>*4</sup>		
	その他 (一定の要件を満たす承継人 <sup>*5</sup> 等)		
	特定範囲の第三者	特定範囲の第三者にまで既判力が拡張される判決の例は以下のとおり ・破産債権の確定 ・更生債権の確定等	
	一般の第三者	一般の第三者にまで既判力が拡張される判決の例は以下のとおり ・人事関係訴訟 ・団体関係訴訟等	

\*1 判決の結論の部分で裁判の核心をなす。

\*2 判決において主文の判断を導くに至った前提をなす事実。法の適用を示し、かつ判断の経路を明らかにする部分。

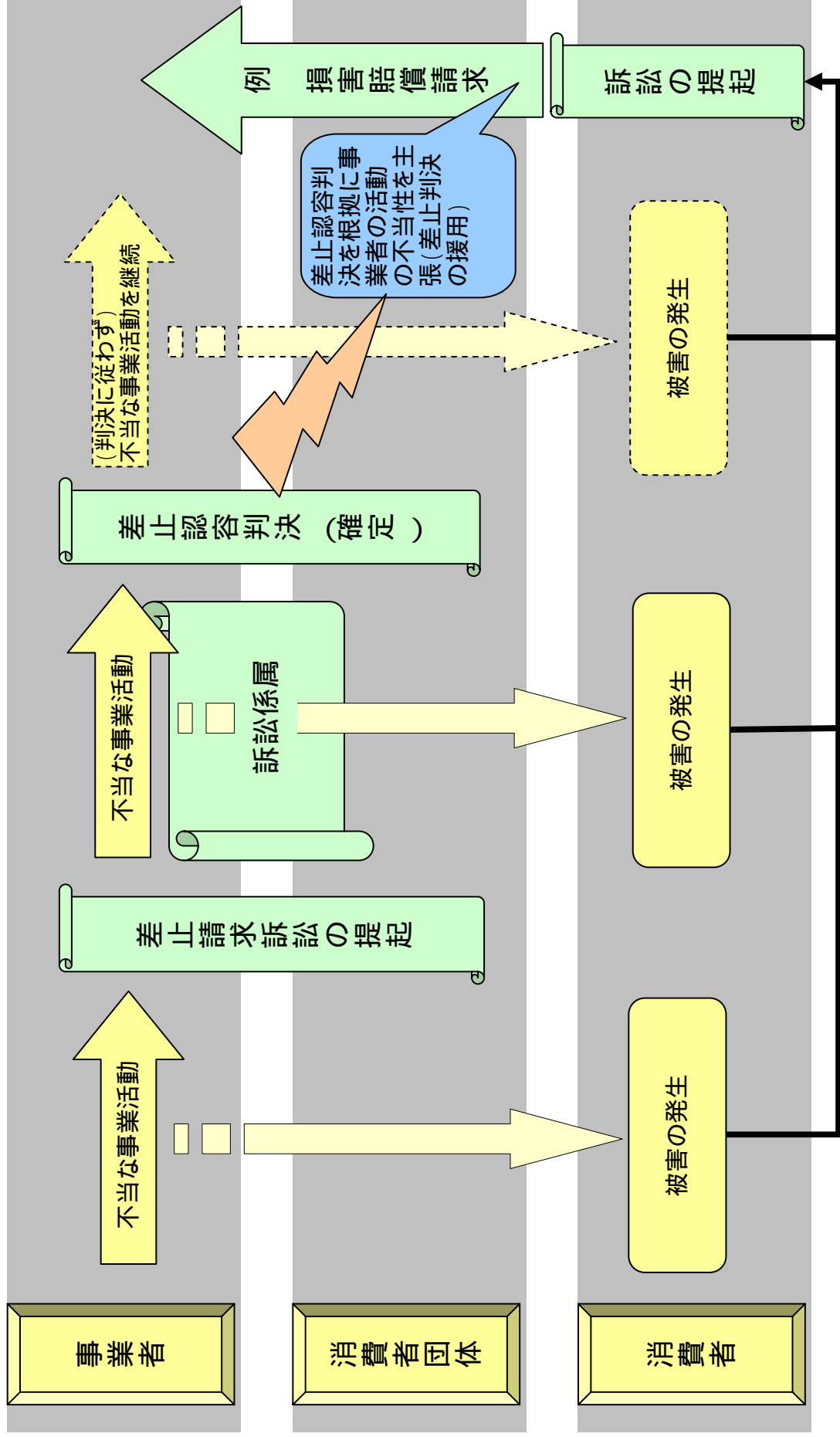
\*3 判例においては、信義則を用いて、訴訟物の枠(主文に包含するもの)を超えて後訴を却下したものもある。

\*4 他人の権利利益について、当事者として訴訟を進行する資格をもつ者。具体的には債権者代位訴訟の場合がある。

\*5 口頭弁論終結後に当事者から訴訟物たる権利を承継した者。具体的には、債権を原告から譲り受けた者、所有権確認請求の目的物権を被告から譲り受けた者があげられる。

(参考5)

# 援用制度のイメージ



(参考6)

## 強制執行制度について

債務者が債権者に対し任意に債務を履行しない場合に備え、国家機関により債務内容の強制的実現を図る制度（強制執行制度）があり、対象となる債務の内容に応じて直接強制<sup>\*1</sup>、代替執行<sup>\*2</sup>、間接強制<sup>\*3</sup>といった手段が設けられている。

不当契約条項の使用や不当勧誘行為の差止などが判決によって債務者たる事業者に命じられた場合、これらの債務は、一般に第三者が代わって行うことが困難である性質を有していることから、現行法上、間接強制の手段によって強制執行が行われることとなると考えられる。

## 海外における判決の援用制度の活用状況について

### 第3章 ドイツ

#### 2. 現行法制度

##### (3) 判決の効力

##### 主観的範囲

(略) 不当約款の差止については、敗訴した約款使用者が差止命令に違反するときは、影響を受ける契約当事者が差止命令の判決を援用する限り、約款における当該条項は無効とみなされる（差止訴訟法 11 条）。これは、既判力の例外として判決効を第三者に拡張する制度である。しかしながら、連邦司法省でのヒアリングによれば、判決の結果がマスコミによって公表されたり、事業者が自主的に是正することが多いので、実際にはこの援用制度はほとんど活用されていないという。

(「諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査」より抜粋)

- 
- \*1 直接強制 執行機関が、債務者の意思にかかわらず債務の内容を直接的に実現する強制執行手段。金銭債権や不動産の引渡など直接執行することが可能な非金銭債権に対して用いられる。
  - \*2 代替執行 執行機関から授権を受けた債権者が、債務者に代わって債務内容を実現し、又は違反の結果を除去する強制執行手段。要した費用は債務者に請求できる。建物の収去など債務者以外の者が作為をなすことによっても実現可能な非金銭債権に対して用いられる。
  - \*3 間接強制 債権者に対して一定の金額を支払うことを債務者に命じることによって、債務の履行を強制する強制執行方法。一定の騒音を発しない義務など、債務者以外の者が作為をなすことによっては実現不可能な非金銭債権に対しては、この間接強制の方法によってしか強制執行がなせないとされる。

## ( 2 ) 判決の周知・公表等

消費者全体の利益擁護を図ることを目指す消費者団体訴訟制度においては、差止判決の内容等を消費者に広く周知させる必要があると考えられる。

差止判決を周知させる方法としては、

ア．事業者に対する判決の公表の義務づけ

イ．消費者団体自らによる広報活動

ウ．公的機関による情報提供

等多様な方法が考えられるところ、消費者全体に対してどのように周知を図るかについて、幅広く検討する必要があるのではないか。

なお、現在、裁判所の判決や決定を公表する制度は、倒産関係や知的財産関係の分野で見られる。(参考7)

(参考7)

裁判所の判決や決定を公表することとしている主な例

法令名	公表者	公表方法	内 容
1．倒産関係			
破産法	裁判所	官報及び新聞紙	破産決定の主文
会社更生法	裁判所	官報	更生手続開始の決定の主文
民事再生法	裁判所	官報	再生手続開始の決定の主文 等
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律	裁判所	官報	外国倒産処理手続の承認の決定
企業担保法	裁判所	官報及び新聞紙	実行手続の開始の決定
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	裁判所	官報及び新聞紙	責任制限手続開始の決定
2．知的財産関係			
特許法	特許庁	特許公報	審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えについての確定判決
商標法	特許庁	商標公報	取消決定又は審決に対する訴え、却下の決定に対する訴え等についての確定判決
意匠法	特許庁	意匠公報	審決に対する訴え、却下の決定に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えについての確定判決
3．代替許可関係（債務超過の場合の商法等に定める株主総会等の決議に代わる裁判所の許可）			
保険業法	裁判所	官報	代替許可の決定
預金保険法	裁判所	官報	代替許可の決定
農水産業協同組合貯金保険法	裁判所	官報	代替許可の決定

#### 4. 制度運営の円滑化について

##### (1) 事前交渉の義務づけの可否

消費者団体訴訟において、適格消費者団体と相手方事業者との間の事前交渉（警告・交渉等）を充実させることは、不必要な訴訟手続を軽減し、消費者団体及び相手方事業者双方の負担を軽減するとともに、早期解決につながるメリットがあると考えられる。

他方、事前交渉を法的な義務とすることについては、

ア．警告をする時期やその内容・方法

イ．交渉の態様

等を一義的に規定することが困難であることなど、解決すべき問題も多いと考えられる。

なお、現在、我が国における訴訟前の事前交渉については、訴訟提起前に相手方に対する警告を要求している例はあるものの、相手方との交渉を義務づけている例はない。（参考8）

(参考8)

請求に際して警告を必要としている主な例

実用新案法(昭和34年法律第123号)

(実用新案技術評価書の提示)

第二十九条の二 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

特許法(昭和34年法律第121号)

(出願公開の効果等)

第六十五条 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、特許権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3～5 (略)

商標法(昭和34年法律第127号)

(設定の登録前の金銭的請求権等)

第十三条の二 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

2 前項の規定による請求権は、商標権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3～5 (略)

意匠法(昭和34年法律第125号)

(差止請求権)

第三十七条 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 (略)

3 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に関し第二十条第三項各号に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。

## (2) 管轄裁判所の決定

複数ある裁判所間の裁判権行使の分担の定め（管轄）には様々な種類があるが、そのうちの一つとして、全国の裁判所の中でどの裁判所が具体的に担当するかという定め（土地管轄）がある。（参考9）

土地管轄は、

ア．事件の種類を問わず一般的に管轄が認められる地（被告の所在地）

イ．特定の種類の事件について、追加的に、又はその例外として認められる地

から決定されるが、消費者団体訴訟制度における差止訴訟は新しい訴訟類型であり、制度の円滑な運用の視点から、土地管轄を明確に規定する必要があるのではないか。（参考10）

消費者団体訴訟制度における差止訴訟に関する土地管轄を規定するに当たっては、現行民事訴訟法上の規定を踏まえ、

ア．応訴の負担を負う事業者の利益

イ．提訴する適格消費者団体の利益

ウ．証人尋問等の審理の便宜

等について考慮すべきではないか。

これらを踏まえると、消費者団体訴訟制度における差止訴訟を管轄する裁判所としては、被告である事業者の所在地の裁判所に加え、

ア．原告である適格消費者団体の所在地

イ．審理の対象となる事業者の行為が行われた地

等の裁判所についても検討が必要ではないか。

(参考9)

## 管轄について

### 【定義】

管轄とは、裁判所間での裁判権の分担の定めという。

各裁判所からみれば、職分（役割分担）・事物（事件とその目的物）・土地に関して範囲の特定された裁判権の分担の定めであり、特定の事件からみれば、どの裁判所がその事件について裁判権を行使できるかの問題である。管轄の定め  
の根拠により以下の種類に区分される。

### 【種類】

#### 1．法定管轄

裁判管轄のうち、法律によって直接定まるもの。

#### 2．指定管轄

ある事件について、管轄裁判所が法律上若しくは事実上裁判権を行使することができない場合、又は裁判所の管轄区域が不明確であるため管轄裁判所が定まらない場合等に、関係する裁判所に共通の直近の上級裁判所が指定する管轄。

#### 3．合意管轄

当事者の合意により法定の管轄と異なって定まるもの。

#### 4．応訴管轄

管轄違いの訴えに対して被告が管轄違いを主張せずに本案について応訴することによって発生する管轄。

(参考10)

## 土地管轄について

### 【定義】

法定管轄には分担を決める基準の差異により更にいくつかの管轄に分類され、その中には土地管轄がある。

土地管轄とは、事件に対する同種の裁判権（民事裁判権等）の行使を所在地を異にする同種の裁判所（地方裁判所等）のどれに分担させるかの定めである。

土地管轄は、事件の当事者又は訴訟物と密接に関連する特定の地点（裁判籍）の所在地を管轄区域内に持つ裁判所に生じる。

### 【裁判籍】

裁判籍には以下の区分がある。

#### 1．普通裁判籍

被告の生活・活動の根拠地は、当事者間の公平の考慮に基づき、訴訟において受動的立場にある被告への便宜の観点から、事件の種類を問わず一般的に管轄権が認められる。これを普通裁判籍という（民事訴訟法第4条）。

#### 2．特別裁判籍

特別裁判籍とは、特定の種類の事件の特質に応じ、普通裁判籍と競合して又はその例外として認められる裁判籍である。

特別裁判籍は、他の事件とは無関係にその事件について独立に認められるものであり、具体的には民事訴訟法第5条で列挙されている（別紙参照）。

### 【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（普通裁判籍による管轄）

第四条 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる。

3 （略）

4 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

5・6 （略）

(別紙) 民事訴訟法第5条に定められている土地管轄の特別裁判籍

訴えの内容	訴えを提起できる管轄
1 財産権上の訴え	義務履行地
2 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え	手形又は小切手の支払地
3 船員に対する財産権上の訴え	船舶の船籍の所在地
4 日本国内に住所（法人にあっては、事務所又は営業所）がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴え	請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地
5 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの	当該事務所又は営業所の所在地
6 船舶所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え	船舶の船籍の所在地
7 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え	船舶の所在地
8 会社その他の社団又は財団に関する訴えで社員としての資格に基づくもの等に関するもの	社団又は財団の普通裁判籍の所在地
9 不法行為に関する訴え	不法行為があった地
10 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え	損害を受けた船舶が最初に到達した地
11 海難救助に関する訴え	海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地
12 不動産に関する訴え	不動産の所在地
13 登記又は登録に関する訴え	登記又は登録をすべき地
14 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え	相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地
15 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの	相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地

### (3) 訴額の算定

地方裁判所と簡易裁判所との間における裁判権行使の分担の定め（事物管轄）や手数料の決定に当たっては、訴えにおいて主張する利益によって算定される訴訟の目的の価額（訴額）が基準となる。（参考11）

消費者団体訴訟制度における差止訴訟の訴額の算定については、  
ア．適格消費者団体が金銭的な利益を得るわけではないことから、訴額を算定することは困難であるとする考え方

イ．何らかの指標を用いて事案ごとに訴額を算定することが可能であるとする考え方

がありうる。

訴額が、個別の訴訟ごとに異なった考え方に基づいて判断されるとすれば、事物管轄や手数料の決定に関する安定性を欠くこととなり、制度全体の円滑な運営に支障を来すおそれがある。

このため、例えば、訴額を一律に定める等、法制上特段の措置を講ずる必要性の有無についての検討が必要ではないか。

(参考11)

#### 訴額について

##### 【定義】

訴額とは、訴えによって原告が被告に対して主張する権利関係について原告が有する直接の経済的利益を金銭評価した額（訴訟の目的の価額）であり、事物管轄<sup>\*1</sup>及び印紙の貼用により納めるべき手数料の額の算定の基準となる。

訴訟上の請求は、経済的利益を目的とする財産権上の請求と経済的利益を目的としない非財産権上の請求の二種類があり、非財産権上の請求については、以下のように扱われる。

##### 【非財産権上の請求について】

非財産権上の請求については、その性質上訴額は考えられないので、

- ・事物管轄との関係では140万円を超えるものとみなし地方裁判所の管轄に属するものとされ、
- ・手数料の額との関係では160万円とみなされる。

なお、財産権上の請求であっても、訴額の算定が極めて困難な場合は、非財産権上の請求と同様に扱われる。

\*1 第一審訴訟事件に対する裁判権を簡易裁判所と地方裁判所との間で分担する定めをいう。訴額が140万円を超えない請求は簡易裁判所に、これ以外の請求は地方裁判所に属する。

### 【訴えの提起における手数料の算定方法】

手数料の具体的な算出方法は、民事訴訟費用等に関する法律第3条及び別表第1に規定されており、訴えの提起における手数料は、訴額の目的の価額に応じて、以下に定めるところにより算出して得た額となる。

訴額の目的の価額	手数料の額
100万円までの部分	その価額10万円までごとに 1,000円
100万円を超え500万円までの部分	その価額20万円までごとに 1,000円
500万円を超え1,000万円までの部分	その価額50万円までごとに 2,000円
1,000万円を超え10億円までの部分	その価額100万円までごとに 3,000円
10億円を超え50億円までの部分	その価額500万円までごとに 1万円
50億円を超える部分	その価額1,000万円までごとに1万円

例えば、非財産権上の請求（訴額が160万円とみなされる）の場合、手数料は、  
100万円までの部分について  $100万 \times 1,000円 / 10万 = 10,000円$   
残りの60万円の部分について  $60万 \times 1,000円 / 20万 = 3,000円$   
計 13,000円となる。

### 【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（訴訟の目的の価額の算定）

第八条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によって算定する。

2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は百四十万円を超えるものとみなす。

民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2・3 （略）

（訴訟の目的の価額等）

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。

財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3～7 （略）

【訴えを「非財産権上の請求に係る訴え」とみなすと規定している例】

【参考条文】

商法（明治32年法律第48号）

第二百六十七条 六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

2 （略）

3 会社ガ第一項ノ請求アリタル日ヨリ六十日内ニ訴ヲ提起セザルトキハ同項ノ請求ヲ為シタル株主ハ会社ノ為訴ヲ提起スルコトヲ得

4 前項ニ定ムル期間ノ経過ニ因リテ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ株主ハ直ニ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

5 前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス

6・7 （略）

中間法人法（平成13年法律第49号）

（代表訴訟）

第四十九条 社員は、有限責任中間法人に対し、書面によって、理事の責任を追及する訴えの提起を請求することができる。この場合においては、監事が、当該有限責任中間法人を代表して当該請求を受けるものとする。

2 有限責任中間法人が前項前段の請求の日から六十日以内に同項前段の訴えを提起しないときは、同項前段の社員は、有限責任中間法人のために、当該訴えを提起することができる。

3 前項に規定する期間の経過により有限責任中間法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、社員は、直ちに前項の訴えを提起することができる。

4 前二項の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

5～8 （略）